



平成19年2月15日

各 位

会 社 名 応 用 地 質 株 式 会 社  
代 表 者 の  
役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 田 矢 盛 之  
(コード番号 9755 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長  
佐 々 木 和 彦  
TEL:03-3234-0811

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成18年に行った(株)ケー・シー・エスの買収に伴い、事業内容の追加を行なうとともに、表現の明確化を行うものであります。(変更案第2条)
- (2) 執行役員の位置付けを明確にするため、執行役員に関する規定を新設するものであります。(変更案第29条、第30条)
- (3) 剰余金の配当管理の効率化を図るため、配当金の支払義務を有する期間を限定する旨の規定を新設するものであります。(変更案第41条)
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)および関係政省令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。主なものは次のとおりであります。
  - ① 会社法施行の経過措置の規定に対応するために新設するものであります。(変更案第4条、第7条)
  - ② 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするとともに、単元株式数となる数の株式の売渡を請求できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第10条、第11条)
  - ③ 株主総会参考書類等を、インターネット開示によりみなし提供することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第17条)
  - ④ 取締役および監査役の全員の同意があれば、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することが出来る旨の規定を新設するものであります。(変更案第25条第2項)
  - ⑤ 取締役会の機動的、効率的な運営を図るため、取締役および監査役の同意があれば書面または電磁的方法により取締役会の決議を行なうことが出来る旨の規定を新設するものであります。(変更案第26条)
  - ⑥ 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することが出来るように、法令に定める限度においてその責任を免除することが出来る旨の規定を新設するものであります。(変更案第28条第1項、第37条第1項)

⑦有能な人材の確保と、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することが出来る旨の規定を新設するものであります。（変更案第28条第2項、第37条第2項）

⑧上記のほか、会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するとともに、会社法に対応した引用条文の変更等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月28日(予定)

定款変更の効力発生日 平成19年3月28日(予定)

以 上

(別紙)

(変更箇所は、下線の部分であります。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)<br/>第 1 条 当社は、応用地質株式会社と称し、英文では<u>OYO Corporation</u> と表示する。</p> <p>(目 的)<br/>第 2 条 当社の<u>目的</u>は、次の各号とする。</p> <p>(1) <u>地質調査及び環境調査の受託並びにこれらに関連する土木工事の請負</u></p> <p>(2) <u>土木及び建築工事に関する測量、調査、設計、施工監理、維持管理及びコンサルティング</u></p> <p>(3) <u>自然災害にかかるリスクの調査、解析、予測、診断、評価及びコンサルティング</u></p> <p>(4) <u>環境保全及び環境リスクにかかる調査、解析、予測、診断、評価及びコンサルティング</u></p> <p>(5) <u>計量法に基づく分析及び計量証明</u></p> <p>(6) <u>地盤情報、地形情報及び環境・災害情報等地球に関する情報の収集、加工及び販売</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(7) <u>前各号に関連する各種の測定用機器類並びにシステムの開発、製造及び販売</u></p> <p>(8) <u>前各号に関連するノウハウ、コンピュータソフトウェアの開発及び販売</u></p> <p>(9) <u>センサー利用による防犯、防災機器の開発、製造及び販売</u></p> <p>(10) <u>熱転写用印刷機器及びフィルムの開発、製造及び販売</u></p> <p>(11) <u>各種の測定用機器、事務機器並びにコンピュータのハードウェア及びソフトウェアの販売、リース及びレンタル業務</u></p> <p>(12) <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権等の知的財産権並びに技術的知識(ノウハウ)の取得、賃貸及び売買</u></p> <p>(13) <u>不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>(14) <u>労働者派遣業務</u></p> <p>(15) <u>損害保険代理業務</u></p> <p>(16) <u>前各号に付帯又は関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)<br/>第 3 条 当社の本店は、<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)<br/>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)<br/>第 2 条 当社は、次の<u>事業を営むことを目的</u>とする。</p> <p>(1) <u>地質調査、環境調査の受託およびこれらに関する土木工事の請負</u></p> <p>(2) <u>土木・建築工事に関する測量、調査、設計、施工監理、維持管理およびコンサルティング</u></p> <p>(3) <u>自然災害に関するリスクの調査、解析、予測、診断、評価およびコンサルティング</u></p> <p>(4) <u>環境保全、環境リスクに関する調査、解析、予測、診断、評価およびコンサルティング</u></p> <p>(5) <u>計量法に基づく分析および計量証明</u></p> <p>(6) <u>地盤情報、地形情報、環境情報、災害情報等地球に関する情報の収集、加工および販売</u></p> <p>(7) <u>地域・都市整備、道路・交通網に関する調査、計画および解析</u></p> <p>(8) <u>前各号に関連する各種の測定用機器類、システムの開発、製造および販売</u></p> <p>(9) <u>前各号に関連するノウハウ、コンピュータソフトウェアの開発および販売</u></p> <p>(10) <u>センサー利用による防犯・防災機器の開発、製造および販売</u></p> <p>(11) <u>熱転写用の印刷機器・フィルムの開発、製造および販売</u></p> <p>(12) <u>各種の測定用機器、事務機器、コンピュータハードウェア・ソフトウェアの販売、リースおよびレンタル業務</u></p> <p>(13) <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権ならびにノウハウの取得、賃貸および売買</u></p> <p>(14) <u>不動産の賃貸および管理</u></p> <p>(15) <u>労働者派遣業務</u></p> <p>(16) <u>損害保険代理業務</u></p> <p>(17) <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)<br/>第 3 条 当社は、<u>本店を東京都千代田区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(1) <u>取締役会</u></p> <p style="text-align: center;">(2) <u>監査役</u></p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(公 告)<br/>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>これを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)<br/>第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、1 億 2 千万株とする。<br/><u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(自己株式の取得)<br/>第 6 条 当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式の数)<br/>第 7 条 当社の<u>株式の 1 単元</u>は 1 0 0 株とする。<br/>2. 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則</u>に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">(3) <u>監査役会</u><br/>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)<br/>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、1 億 2 千万株とする。<br/><u>&lt;ただし書き削除&gt;</u></p> <p>(株券の発行)<br/>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)<br/>第 8 条 当社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)<br/>第 9 条 当社の<u>単元株式数</u>は 1 0 0 株とする。<br/>2. 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)<br/>第 1 0 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u><br/>(1) <u>会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</u><br/>(2) <u>会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</u><br/>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u><br/>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求)<br/>第 1 1 条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> |
|--|--|

(名義書換代理人)

- 第 8 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。
2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。
  3. 当社の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 9 条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する諸手続及び手数料等は、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 10 条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主（実質株主を含む。以下同じ。）とする。
2. 前項のほか、必要ある場合は予め公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 11 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

<新設>

(議長)

- 第 12 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長事故あるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

<新設>

(株主名簿管理人)

- 第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
  3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

<削除>

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 14 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 15 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 16 条 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報

を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 (現行どおり)

(選任方法)

- 第21条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- <2項削除>

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長2名以内を定めることができる。
2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招

(決議方法)

- 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、当会社の議決権を行使することができる株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合において株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任)

- 第16条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもってこれを決する。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第18条 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長2名以内を定めることができる。
2. 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

<新設>

|  |   |
|--|---|
| <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第19条</u> 取締役会を招集するには、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対しその通知を発する。<br/>ただし、緊急の必要あるときはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第21条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p style="text-align: center;">集し、議長となる。</p> <p><u>2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。<br/>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。</p> <p><u>2. 執行役員は、取締役会の定めた業務の執行を行うものとする。</u></p> <p>(執行役員規程)</p> <p><u>第30条</u> 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>(選任)<br/>第22条 監査役は、株主総会において選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(任期)<br/>第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)<br/>第24条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)<br/>第25条 監査役会を招集するには、会日の3日前に各監査役に対し<u>その通知を</u>発する。<br/>ただし、<u>緊急の必要のあるときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(監査役会規則)<br/>第26条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(決算期)<br/>第27条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年1月1日から12月31日までとし、その末日をもって<u>決算期</u>とする。</p> <p>(利益配当金)<br/>第28条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の</u></p> | <p>(選任方法)<br/>第32条 監査役は、株主総会において選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)<br/>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として</u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)<br/>第34条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)<br/>第35条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u>ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)<br/>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の<u>ほか、監査役会において定める監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の責任免除)<br/>第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)<br/>第38条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年1月1日から12月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/>第39条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年12月</p> |
|--|--|

|   |  |
|---|--|
| <p><u>株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</u><br/> &lt;新設&gt;</p> <p>(中間配当)<br/> 第29条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p><u>31日とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)<br/> 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)<br/> 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> |
|---|--|